

報告第20号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月30日

つくば市長 市 原 健 一

専決処分第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，次のとおり専決処分する。

平成27年11月9日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

公務中における公用車の事故に関し，次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成27年7月2日 午後0時40分頃

2 事故発生の場所

つくば市吾妻三丁目16番地9先の市道

3 相手方

(1) 住所 つくば市竹園一丁目1番地1

(2) 氏名 茨城県つくば中央警察署長 赤塚 健一

4 事故の概要

自動車図書館の図書収納用ドアの閉め忘れに気づかず交差点に進入し，開いた左側ドアで歩行者用信号機を破損させた。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金463,798円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。